

8. 緑化面積の算定

8-1. 地上部の緑化面積

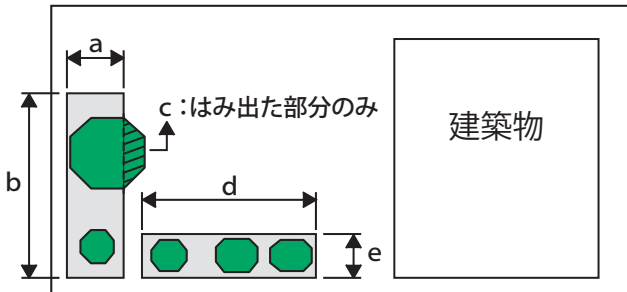
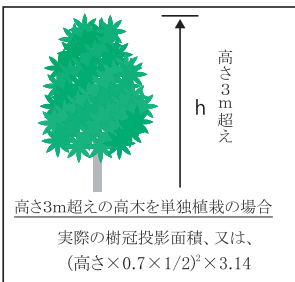
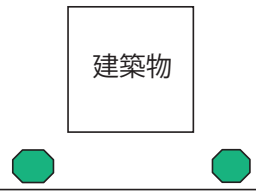
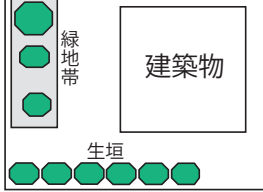
地上部の緑化面積の算定に当たっては、原則として、下記の表9、①緑地、緑地帯の計算を基本としてください。ただし、①の緑地、緑地帯の計算によることが適切でない単独木や生垣等による緑化については、②又は③、既存樹木については、④又は⑤により算定してください。

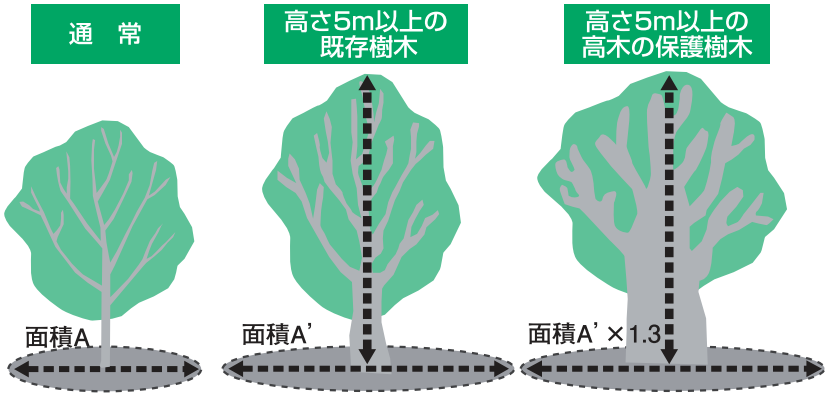
緑化面積（計画値）は、小数点以下第2位までとし、それ以下は切り捨てとします。

●緑化面積に算定しないもの

- ①樹冠が重なり合うなどで、緑化面積が重複する場合のその面積（Wカウントはできません。）
- ②敷地からはみ出している樹冠部分の面積
- ③建物等の下（庇下）に当たる部分の緑化面積
- ④緑地帯の中にある照明の基礎、ハンドホール等
- ⑤縁石の面積

表9

<p>①緑地、緑地帯 【基本】</p>	<p>基本的に植栽本数(6-4)による緑地又は緑地帯を緑化面積とします。緑化面積には縁石等は含まませんが、高木の樹冠部分が区画した緑地帯からはみ出している場合は、その部分の面積を算入することができます。また、樹木と一体をなす地被類及び池の面積を含めて緑化面積として算入できます。</p>  <p>上図の場合の緑化面積 = $(a \times b) + (d \times e) + c$</p> <p>※樹木により緑化した緑地を基本としますが、地被植物のみの緑地帯も緑地面積に算定できる場合があります。ただし、地上部緑化基準面積の20%を上限とします。(緑化ブロックを使用する場合は製品の緑化率を計画面積に乗じて算定してください。)</p>
<p>②単独木</p>	<p>他の緑地から独立している高木、中木及び低木は、実際の樹冠投影面積を緑化面積とします。</p> <p>ただし、高木、中木については、次の算定方法により緑化面積を算定することができます。</p> <p>ア 高木 (ア) 高さ3mの場合は、1本当たり3㎡ (イ) 高さ3mを超えるものは、その高さの7割を直径とする円の面積 ★</p>  <p>イ 中木 中木1本当たり1㎡</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>○</p> <p>下記のように独立した樹木は単独木として算定できます。</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>×</p> <p>緑地帯にある樹木や、生垣は単独木として算定できません。</p>  </div> </div> <p>注) 緑地帯の中にある樹木や生垣の樹木は、単独木として算定することはできません。</p>

③生垣	生垣の面積（生垣の延長に表土幅を乗じた面積）又は生垣の樹冠投影面積
④既存樹木	既存樹木（敷地内移植も含む）については、上の①から③までにより算定した面積を緑化面積とすることができます。
⑤既存樹木 保護樹木 保護緑地 の優遇措置	<p>ア 高さ5m以上の既存樹木（高木）を保全する場合 樹木の高さを直径とする円の面積を樹冠投影面積とし、緑化面積に算定することができます。</p> <p>イ 保護樹木及び保護緑地を保全する場合</p> <p>●保護樹木を保全する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木→次の(ア)～(エ)のいずれかの面積×1.3 <ul style="list-style-type: none"> (ア)樹冠投影面積 (イ)樹高3mの木は3㎡ (ウ)樹高3mを超え樹高5m未満の木は、樹高×0.7を直径とする円の面積 (エ)樹高5m以上の木は、樹高を直径とする円の面積 ・中木→次の(ア)(イ)のいずれかの面積×1.3 <ul style="list-style-type: none"> (ア)樹冠投影面積 (イ)1㎡ ・低木 <ul style="list-style-type: none"> 樹冠投影面積×1.3 <p>●保護緑地を保全する場合 保護緑地の面積×1.3</p> <p>ただし、上記アとイによる算定方法は合計で、地上部の緑化基準面積の50%を上限とします。</p> <div style="text-align: center;">  </div>

● 特別な計算方法 (対象：高さ5m以上の高木)

～ いまある木を伐らないで残すと緑化計算上優遇されます ～

【事例】 既存樹木の優遇計算を利用する場合

※この例では、接道部の長さや建築物上の緑化について考慮しないこととします。

① 敷地1,000㎡以上で既存樹木2本を残す場合

(設定) 敷地面積：2,000㎡ 用途地域：準工業 建蔽率：60%
建築面積：1,000㎡ 用途：集合住宅
残存する樹木：樹高6mのシラカシ2本 (単独木)

<地上部の緑化面積の基準>

・地上部緑化基準面積
 $\{2,000 \times (100 - 60) \times \frac{1}{100}\} \times 0.35 = 280 (\text{㎡})$

<既存樹木の優遇計算を利用した場合>

・樹高6m (単独木) のシラカシ2本の緑化面積は、
 $(6 \div 2)^2 \times 3.14 \times 2 \text{本} = 56.52 \text{㎡}$ として計算できます。
※緑化基準面積の2分の1 (140㎡)より小さいため、このまま算入できます。よって、新たに必要な緑地の面積は、
 $280 \text{㎡} (\text{緑化基準面積}) - 56.52 \text{㎡} = 223.48 \text{㎡}$ となります。

・新たに必要な植栽本数は下記ようになります。
高木 (樹高3.0m以上) $223.48 \div 10 \times 1 = 22.3 \rightarrow 22 \text{本}$
中木 (樹高1.5m以上) $223.48 \div 10 \times 2 = 44.7 \rightarrow 45 \text{本}$
低木 (樹高0.3m以上) $223.48 \div 10 \times 5 = 111.7 \rightarrow 112 \text{本}$

② 敷地1,000㎡未満で既存樹木2本を残す場合

(設定) 敷地面積：800㎡ 用途地域：準工業 建蔽率：60%
建築面積：480㎡ 用途：集合住宅
残存する樹木：樹高6mのシラカシ2本 (単独木)

<地上部の緑化面積の基準>

・地上部緑化基準面積
 $\{800 \times (100 - 60) \times \frac{1}{100}\} \times 0.25 = 80 (\text{㎡})$

<既存樹木の優遇計算を利用した場合>

・樹高6m (単独木) のシラカシ2本の緑化面積は、
 $(6 \div 2)^2 \times 3.14 \times 2 \text{本} = 56.52 \text{㎡}$ ですが、
優遇計算では緑化基準面積の2分の1 (40㎡)を超えることはできないため、40㎡までが算入できます。

よって、新たに必要な緑地の面積は、
 $80 \text{㎡} (\text{緑化基準面積}) - 40 \text{㎡} = 40 \text{㎡}$ となります。

・新たに必要な植栽本数は下記ようになります。
高木 (樹高3.0m以上) $40 \div 10 \times 1 = 4 \rightarrow 4 \text{本}$
中木 (樹高1.5m以上) $40 \div 10 \times 2 = 8 \rightarrow 8 \text{本}$
低木 (樹高0.3m以上) $40 \div 10 \times 5 = 20 \rightarrow 20 \text{本}$

※上記の計算方法を利用する場合は、該当する樹木等の現況写真をお持ちのうえ、事前に窓口で協議が必要です。

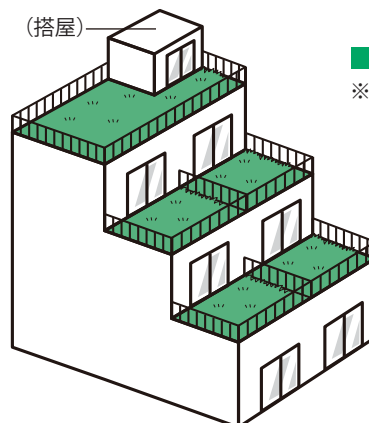
8-2. 建築物上の緑化面積

建築物上の緑化面積は、樹木、芝、多年草等を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。建築物上の緑化面積は、次の方法を参考にして算定してください。

緑化面積（計画値）は、小数点以下第2位までとし、それ以下は切り捨てとします。

表10

建築物上の場所	建築物上の場所の意味と注意	緑化面積
①屋上	<p>ア 「屋上」とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいいます。「人の出入り及び利用可能な部分」とは、</p> <p>(ア)エレベーターや階段(ステップ型)等により人が昇降できる屋根等で、はしごや移動式階段(タラップ等)を利用する場合を除きます。</p> <p>(イ)高さ1.1メートル以上の手すりや柵などで囲まれており、安全を確保できる範囲であること。</p> <p>イ 「屋上の面積」とは、屋上のうち、建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積を除いた面積。太陽光パネル、空調設備等建築物の管理に必要な部分を除きます。</p>	<p>ア 樹木、芝、多年草等を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。なお、植栽基盤からはみ出した樹冠の部分と樹木と一体をなす池の面積を含めることができる場合があります。</p> <p>イ 可動式植栽ます等を用いる場合は、概ね容量100リットル以上のものを緑化面積の対象とします。</p>
②ベランダ等	<p>建築物等の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいい、構造の類似するバルコニーやテラス等も含まれます。</p>	<p>ア 上記①屋上の緑化面積に準じます。</p> <p>イ 複数階において、平面上で緑地帯が重複する場合は各階ごとの面積を算定できます。</p>
③壁面等	<p>ア 建築物等の外壁部分で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいいます。</p> <p>イ 立面緑化資材等工作物の場合も認める場合があります。</p>	<p>ア 壁面に補助資材(フェンスなど)が設置されている場合は、補助資材で覆われた面積を緑化面積として算定できます。ただし植栽基盤面から高さ(下垂型は長さ)10mを上限とします。</p> <p>イ 補助資材を設置しない場合は、緑地帯又は植栽ます等から、高さ1m(下垂型は長さ1m)を緑地帯等の延長に乗じた面積で緑化面積として算定できます。</p> <p>ウ 立面緑化資材、塀など工作物の立面も、ツル性植物等で覆われている場合は緑化面積として算入できる場合があります。</p>



■ = 屋上の面積
※個人の専用部分を含みます。